

審査の結果の要旨

氏名 菅原 慎悦

本論文の問題意識は、原子力のリスク・ガバナンスは如何にあるべきか、というものである。リスク・ガバナンスとは、「危険な活動の運営を可能ならしめる、政治的、社会的、法的、倫理的、科学的、技術的な要素の集合」を指す非常に広い概念であるが、本論文では、日本の原子力施設立地地域における、原子力安全に係るリスク・ガバナンスを扱う。その理由として、立地地域が原子力利用の潜在的リスクを抱える地域であること、日本では安全規制における国と地方の役割分担が問題となっていること、等が挙げられる。以上を踏まえ、本論文の目的は、日本の原子力立地地域における安全規制の執行段階に着目し、① そのリスク・ガバナンスの実態を解明し、背景要因を分析した上で、② 他国・他産業の類似事例との比較を行い、③現状の課題を克服しうる制度設計案を提示すること、である。1章では、以上のような研究の背景および目的を述べている。

2章では立地地域におけるリスク・ガバナンスの現状を整理している。日本では、原子力施設の運転段階において、関係自治体に何らの権限は付与されていない。しかし、関係自治体は、地域住民の安全確保等を目的として、事業者との間に「安全協定」を締結している。安全協定の運用を通じた自治体関与のあり方を整理すると、環境モニタリングのような安全の実体面への関与から、事業者からの情報入手、事前了解における検討など、多様な形で原子力安全に関与してきたことがわかった。

これを受け、3章では立地地域におけるリスク・ガバナンスの特徴や課題、背景要因等を考察している。現状のガバナンスが現出した構造的課題として、原子力施設の運転段階における自治体関与の制度的空白、原子力施設の運転に関する情報を立地地域に対して適切に伝える仕組みが用意されていないこと、規制や政策の決定過程における地域関係主体の参加機会が不十分と認識されてきたこと、規制機関の制度的位置づけが十分な信頼を得られていないこと、規制機関の能力への信頼も不十分であること、科学的不確実性の扱い方に疑義がもたれたこと、等が挙げられる。

4章及び5章では、他国・他産業の類例を取り上げて制度設計に資する示唆を得ている。まず、4章では、関係者へのインタビュー調査をもとに、フランス地域情報委員会(CLI)の運営状況を整理し、CLIがガバナンス上で果たしている役割を考察した。それを踏まえて、原子力施設をめぐる日本とフランスの自治体関与のあり方を比較し、両国のローカル・コ

ンテキストの差を踏まえつつ、フランス事例から日本への示唆を導出した。

続く 5 章では、公害防止協定に着目する。千葉市・千葉県の担当課へのヒアリングをもとに公害防止協定の運用実態を考察し、安全協定の運用に対する示唆を得、公害防止協定の運用においては、地域事情等を考慮して自治体と事業者の交渉の下に設定された具体的な排出基準値が、運用上の基準として機能していることを明らかにした。社会的事情の考慮は排出基準値の交渉・策定段階で行われ、協定運用段階においては一貫性が保たれている。これは、条件に応じて多様な社会的事情が斟酌され、運用の核となる基準が明確でない安全協定の場合と対照的である。

6 章では、上記の分析結果や示唆を踏まえ、より望ましいガバナンスのあり方について具体的な制度設計提案を行っている。規制機関の独立性を高める第一案、第一案に加えて自治体の関わり方を設定した第二案～第四案、規制権限を自治体へ委譲する第五案、協定存続を前提としてその運用を改善する第六案、の 6 案を提案し、各案を比較して検討を行っている。その結果、社会がどのようなガバナンスを志向するか、という価値観の差異と呼応しており、客観的優劣はつけられない。ただ、各案において関係主体(特に自治体)が持つべき専門性に着目し、その実現可能性の点から各案を評価すると、第一案、第二案、第三案は既に自治体が相応の専門性を有しており、第四案も長期的には必要な専門性の獲得が見込まれるが、第五案及び第六案については実現可能性が低い、と考察している。

7 章は結論である。現状のリスク・ガバナンスにおいては、情報共有や事実上の社会的意思決定等、自治体が多様な役割を果たしてきた反面、社会的意思決定プロセスの不透明性をはじめ、問題点も多く抱えている。こうしたガバナンスが現出した背景には、規制機関自体のあり方に問題があるのに加え、自治体関与の制度的空白も影響していると考えられる。上記の課題を改善する制度設計の選択肢として、フランス CLI 及び公害防止協定の事例分析からの示唆を踏まえ、計 6 種類の具体的提案を提示し、考察した。また、今後の課題として、実務的観点からのより詳細な検討や、セキュリティや核不拡散等も含めたマクロなガバナンスの模索、立地地域の持続的発展を含めた地域のガバナンスについての検討等が挙げられる、とまとめている。本論文は、日本の原子力安全規制の具体的改善に資するほか、科学技術と意思決定の問題を扱う科学技術社会論等の観点からも大きな意義を持つ。また、本論文は新規性、有用性、学術的価値および進捗度の観点からも申し分ない。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。